

6月16日（金）



# 令和 5 年 6 月 16 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	下 沖 篤 史 (新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介 (志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄 (緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎 (県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久 ( 同 )
7 番	川 添 博 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔 ( 同 )
9 番	福 田 新 一 ( 同 )
10 番	本 田 利 弘 ( 同 )
11 番	山 内 い っ と く ( 同 )
12 番	山 口 俊 樹 ( 同 )
13 番	濱 砂 守 ( 同 )
14 番	内 田 理 佐 (み や さ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ (親 和 会)
16 番	松 本 哲 也 (県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子 ( 同 )
18 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之 ( 同 )
21 番	後 藤 哲 朗 ( 同 )
22 番	山 下 寿 ( 同 )
23 番	野 崎 幸 士 ( 同 )
24 番	佐 藤 雅 洋 ( 同 )
25 番	安 田 厚 生 ( 同 )
26 番	日 高 利 夫 ( 同 )
27 番	凶 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄 (自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一 ( 同 )
34 番	山 下 博 三 ( 同 )
35 番	日 高 陽 一 ( 同 )
36 番	丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
37 番	中 野 一 則 ( 同 )
38 番	外 山 衛 ( 同 )
39 番	日 高 博 之 ( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。新生会の下沖篤史です。小林市・西諸県郡選出になります。初の県議会での一般質問ということで緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

現在、国においては、次元の異なる少子化対策と銘打ち、様々な政策が検討されております。過去30年にわたり少子化対策に取り組んできましたが、ほとんど成果は上がっておらず、コロナ禍でさらに出生数は急減しています。これまでの政策が成果を出せなかったのはなぜなのでしょう。どうすれば若い世代に結婚や子育てへの希望を抱いてもらえるのか。

まだ全ての政策が出てきたわけではありませんが、本県の少子化対策を進める上で、国の次元の異なる少子化対策について、知事はどのように評価されているのかお伺いします。

次に、農畜産業についてです。本県の基幹産業である畜産業ではありますが、世界情勢の変化による物価高騰を受け、厳しい状況にあります。さらに子牛価格は下落し、生産農家は危機的状況であります。市町村単位での畜産振興には限界がある中で、県がリーダーシップを発揮し、畜産振興に向け、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

ほかの項目につきましては、質問者席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、国の次元の異なる少子化対策についてであります。

本県が持続的に発展していく上で、少子化対策は大変重要かつ待ったなしの課題であり、私も強い危機感を持っております。

これまでもエンゼルプランから始まって様々な少子化対策が進められてまいりましたが、保育所の待機児童の減少等、一定の成果があった部分もあるかと思えますけれども、まだまだやるべきこと、課題は山積しております。

児童手当の拡充や男性育休の取得促進といった、現在、国において検討が進められている新たな少子化対策につきましては、本県の施策を後押しするものと受け止めており、大いに期待をしているところであります。

一方で、今回、国が示した戦略方針には、本県をはじめ全国知事会等が求めております「自由度の高い交付金の創設」や、「こどもの医療費助成の全国一律での実施」などは含まれておらず、その財源についても明確になっておりません。

子ども・子育て政策の推進に当たりましては、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくことが重要であり、地方の声にしっかり耳を傾けていただくよう、これからはしっかりと国に求めてまいります。

次に、畜産振興についてであります。

本県の畜産業は、全国第3位の産出額を誇る基幹産業であります。食料安全保障の重要性が

高まる中、本県の食料供給基地としての役割を果たすためにも、畜産振興は大変重要でありますことから、県では「みやざき畜産共創プラン」を策定し、取組を進めているところであります。

具体的には、家畜防疫の強化を畜産経営の土台として、生産基盤の強化やスマート技術の推進などによる「生産力の強靱化」、また、担い手の確保や働き方改革などによる「人材力の強靱化」、さらには飼料自給率の向上や畜産バイオマスの有効活用などによる「地域資源循環の強化」に取り組んでおります。

また、「販売力の強靱化」として、4月のG7宮崎農業大臣会合において、各国代表からも非常に高い評価をいただいた「おいしさ日本一」の宮崎牛をはじめとする本県畜産物を国内外に向け、さらに発信してまいります。

畜産業は、飼料価格高騰や家畜伝染病の発生など厳しい状況に置かれております。私も今年に入ってから県内の家畜市場を一通り回りましたが、現在、子牛価格の低迷、飼料価格の高騰がある中で、大変厳しい状況が続いていると認識しております。

このような状況をしっかりと踏まえながら、今御説明申し上げましたような取組を力強く推進し、持続可能な魅力ある畜産を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○下沖篤史議員** 知事、答弁をありがとうございます。知事の答弁にもありました自由度の高い交付金創設、ぜひとも国に強く訴えていただきたいと思います。自治体ごとに、課題、あと戦略に違いはあると思いますので、やはり自由度の高い交付金がないと、その問題も多岐にわたっておりますので、そこら辺を国に強く訴えていただきたいと思います。

あと、畜産振興についてですが、昨年の鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会において、宮崎牛は8部門中2部門の優等賞首席に加え、今回から創設された第7区で、最高賞となる内閣総理大臣賞を受賞しました。

しかし、子牛価格は今年5月以降、前年より7万円以上値を下げっており、60万円を割り込んでいる状況であります。6月は、新型コロナウイルスの感染拡大で、外食など業務需要が大幅に減った2020年5月並みの57万円台に下落しております。さらに、世界情勢による物価高騰が肉用牛繁殖農家の経営をかなり圧迫しております。

このような状況の中で、肉用子牛のセーフティーネット対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 肉用牛繁殖経営におけるセーフティーネット対策としましては、四半期ごとの平均子牛価格が55万6,000円を下回った場合に補給金が交付される、肉用子牛生産者補給金制度があります。

この制度に加え、国は、最近の子牛価格の大幅な下落を受け、今年12月まで四半期ごとの平均子牛価格が60万円を下回った場合に、この補給金制度に上乗せして支援する和子牛生産者臨時経営支援事業を措置したところです。

県としましては、この支援事業のさらなる継続を国に要望しているところですが、引き続き子牛価格の推移を注視しながら、経営の安定化に取り組んでまいります。

**○下沖篤史議員** このうち肉用子牛生産者補給金制度は、全国平均価格が設定価格以下にならないといけないんですけども、宮崎県以外の都道府県の子牛価格は高いんですよ。それによって全国平均が上げられてしまって、なかなか

か発動できない状況にあります。この発動基準の引上げをぜひとも国に訴えていただきまして、子牛生産農家さんたちのセーフティーネット発動ができるようお願いしたいと思いません。

続きまして、近年、全国でJAの合併が進んでいます。本県でも合併が検討されています。そのような中、現在、家畜市場は買手市場になっており、他県では、家畜市場を統合し、取扱頭数を増やすことで購買者を呼び寄せて、市場価格を上げている状況が見られます。

本県において、家畜市場の統合についてどのような影響が予測されるか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 家畜市場は、地域で生産された家畜を競りにより公正な価格で取引する市場であり、畜産農家の所得確保のためにも重要な役割を担っており、県内に7か所、JA等により開設されています。

議員の御質問にありました家畜市場を再編統合する場合には、広域化により輸送に係る生産者の負担が増える反面、一市場の取扱頭数が増加することにより、市場としての魅力が向上し、競りに参加する購買者の安定確保につながるなどの影響が考えられます。

**○下沖篤史議員** 統廃合により様々な影響が出てくると思うんですけれども、今、買手市場になっている中で、購買者をいかに引き寄せるか、魅力ある市場をどうつくるか、様々な検討をしていただきたいと思えます。

次に、様々な課題が指摘されている家畜取引におけるインボイス制度の影響に関してです。

年間売上げが1,000万円を超える課税事業者だけでありますが、農水省の統計によりますと、繁殖雌牛を飼育する農家3万5,500戸のうち、飼

養頭数9頭以下が6割を占めております。ほとんどは、現状のままでは発行ができない免税業者とみなされております。

一方、肥育農家は比較的売上げが多く、課税業者の割合が高い状況であります。本県も全国同様の状況であると思えますけれども、インボイス制度が開始された場合の影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今年の10月から消費税のインボイス制度が始まり、家畜取引も対象となります。

この制度では、購買者は、子牛を免税事業者から購入する場合にはインボイスが発行されず、仕入税額控除ができなくなる一方で、課税事業者から購入する場合にはインボイスが発行されるため、控除ができることとなります。

このため、家畜市場関係者からは、インボイスを発行できない農家の子牛の取引価格に影響が出るのではないかと声を伺っているところではあります。

また、子牛を出荷する肉用牛繁殖農家のうち、現在、免税事業者である小規模農家等は、課税売上げが少ない上、課税事業者への移行の手続を負担と考える方もおられるとの課題も聞いております。

**○下沖篤史議員** 様々な影響が予測されています。JA、卸売市場で委託販売する場合、普通の野菜とか何でもそうなんですけれども、農家のインボイスが不要になる特例制度がありますが、子牛市場だけこれが適用されない状況があります。なぜ国はこういう対象外をつくったのか、ちょっと自分には理解できないところではあるんですけれども、これも含めて国に、今すぐ変更することはできないと思うんですが、子牛市場も特例制度に入れていただくようお願い

いしていただきたいと思っております。

しかしながら、制度は今年10月に始まります。混乱を引き起こさないためにも、市場や肉用牛繁殖農家さんへのインボイス周知に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** インボイス制度の導入については、国税制度の大きな変更であり、生産者の皆様に制度を正しく理解していただけるよう周知していくことが大変重要であります。

このため県では、各地域の農業改良普及センターにおいて、肉用牛繁殖農家を含む生産者を対象に、インボイス制度の理解を深めるための研修会を開催するとともに、県のホームページ等でも周知を図っております。

また、県内各税務署においても説明会や相談会が開催されるとともに、家畜市場やJA等でも生産者を対象とした研修会の開催や啓発チラシの配布が行われております。

県としましては、生産者が制度の理解不足により不利益とならないよう、引き続き周知に努めてまいります。

**○下沖篤史議員** このインボイスが、農家さんの不利益を含め、市場の価格低迷につながるように、ぜひとも周知を図るとともに、できればインボイスに関する支援策を、県としても生産農家さんたちに提案できるものを検討していただきたいと思いますと思います。

続きまして、市議時代からですが、県内様々な産業の現場から人材不足の悩みを聞きます。事業拡大のみならず、事業を維持することすら困難になってきている状況も見受けられます。

そのような中で、外国人材は必要不可欠であります。技能実習制度の現状は、目的と実態が

乖離しており、様々な問題を引き起こしている制度を維持するのは無理がありました。

そこで、今回の技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて、どのように受け止め、今後、何を期待されているのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 人口減少が進む中、外国人が現実問題、日本の経済社会の担い手となっている、そういう現状を踏まえまして、国では、技能実習制度及び特定技能制度の在り方について検討が行われております。

国の有識者会議の中間報告書では、現行の技能実習制度を廃止し、人材確保と育成を目的とする新たな制度の創設や、特定技能2号の対象分野拡大などの検討の方向性が示され、このうち対象分野の見直しにつきましては、先日、閣議決定されたところであります。

今後、人手不足が深刻化する中、両制度の見直しは時宜を得たものと考えておりますし、特定技能2号の対象分野に農業や製造業等が追加されることは、本県の産業を支える人材の確保・定着につながるものと期待しているところであります。

一方では、改めて、労働・生活の両面における支援や、地域における理解の促進が重要であると認識しております。

県としましては、こうした国の動きを注視しながら、全国知事会等を通じて、外国人から選ばれ、働きやすく、地方の実情を踏まえた制度となるよう国に訴えてまいります。

**○下沖篤史議員** ぜひともあらゆる機会に訴えていただきたいと思います。地方と産業、そして外国人材にとって、いい制度になるようお願いしたいと思います。

続きまして、本県の基幹産業である農畜水産

業で、人材不足は待ったなしの状況であります。ここら辺、自分たちの地元でも、野菜を含めた畑作農家さんたちは、収穫時期になると、ほとんど70歳、80歳の方たちが収穫に従事している状況で、経営者の方たちも、この方たちが辞めたときには、もう自分たちは農業ができないという危機的状況にあります。

そのような状況の中で、農業分野における外国人材の現状と確保に向けた課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の農業分野における外国人材数は、宮崎労働局の調査によりますと、昨年10月末現在で828人となっております。

また、昨年度、県が農業法人等を対象に実施した調査では、141社で外国人材を受け入れておりますが、法人全体の15%にとどまっています。

外国人材の確保に当たっては、周辺諸国でも外国人材のニーズが高まっており、国内外での激化する確保競争に対応していくことが求められています。

このような中、県内では、外国人材の受入れに必要な監理団体が少なく、県外の監理団体に依存しており、そのフォローアップが十分できないこと、また受入れに対応できる宿舎が少ないことなどが課題となっております。

**○下沖篤史議員** 日本のみならず、周辺諸国においては、様々な支援をして、外国人材の確保に積極的に動いているところでもありますので、外国人材の方に、日本、そして宮崎を選んでいただけるように頑張っていたきたいと思えます。

あと、農業分野で外国人材を確保していくために、どのような取組を進めているか、農政水

産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県では、今年度の当初予算において措置した農業外国人材確保・定着体制構築事業により、人材確保に向けた対応を進めております。

この事業では、昨年10月に締結したベトナム国立農業大学との連携合意に基づく人材の確保・育成の実現も含め、監理団体の県内誘致やインターンシップ等の新たな受入れ方式による検証等を行ってまいります。

また、今議会にお願いしている補正予算において、住居確保対策として、県営住宅によるモデル実証を行うこととしております。

この実証結果を基に、公営住宅の活用に際しての各種手続等のマニュアルを作成し、市町村に情報提供することで、外国人材の確保を進めてまいります。

**○下沖篤史議員** この問題に関しては、農業分野に限らず、あらゆる分野の方々が、監理団体の少なさから県外の監理団体に委託したり、それではなければ自分で面接に行かれたり、大変な苦勞をされております。

あと、今言われましたように、宿舎の少なさです。外国人の方たちを団体で受け入れてくれるところがなかなかなくて、宿舎を自分で建設したりとか、そういう状況も見受けられますので、今回の制度改革を生かして各産業の発展を進めるためにも、市町村や業界団体の方々と連携して、早期の監理団体の設立と、公営住宅のみならず、地方に行けば、山間部に行けば空き家とかたくさんありますので、そういう空き家も活用した宿舎確保に向けた取組と支援をよろしくお伺いいたします。

続きまして、少子化対策についてですが、今回の6月補正に上がっている全国初のおむつの



負担軽減モデル事業についてですが、事業化の背景とこの事業をつくった目的を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 子育ての負担軽減が課題となる中、保護者が毎日行うおむつの準備や、保育施設でのおむつの管理・処分等の負担が大きいという声が、現場から聞かれたところでもあります。

このため、おむつの負担軽減モデル事業では、おむつの定額利用、いわゆるサブスクリプションサービスの利用助成と、おむつの処分に取り組む市町村を支援することとしております。

この事業を通じて、保護者はおむつの準備をする必要がなくなるとともに、これまで家庭に持ち帰っていたおむつも保育施設で処分することになるため、保護者や保育士の負担軽減につながるものと期待しております。

**○下沖篤史議員** 小林市でも、長年、保育の現場、あと保護者から、ずっとおむつの問題が上がっております。コロナになって、なおさら持ち帰らせる園が増えたりして、その声が日に日に大きくなってきたところで、県からこの補助事業が出たことを大変うれしく思っております。

ある子育て支援のサイトのアンケートでは、「おむつを持ち帰らせている割合が高い都道府県」で、2023年度の順位が、持ち帰り率60%で宮崎が1番という状況でありました。その前、2022年度は10位だったんですけれども、2023年度には1位になっております。

こういう状況も踏まえて、この事業が立ち上がったのかなと思ったんですけれども、財源に余裕がなくて支援できなかった市町村も数多くあると思います。今回の事業を活用していただ

き、ぜひ全市町村が本当にこれに参加していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいのと、持ち帰り率0%を目指す宮崎県として、この事業を活用していただきたいと思ひます。

続きまして、子育て支援についてですが、ひとり親家庭の健康増進と福祉向上の目的で、医療費の一部を助成する制度があります。ひとり親家庭医療費助成事業ですけれども、この現状及び独自に自己負担分を助成している自治体数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県は、ひとり親家庭医療費助成事業の実施主体である市町村に対し、助成した医療費等のうち、補助対象経費の2分の1の補助を実施しているところであり、令和4年度の実績で申しますと、申請件数約7万8,000件、補助額は約2億2,000万円となっております。

また、1人当たり月1,000円の自己負担分について、12の市町村が独自に助成を行っていると同っております。

**○下沖篤史議員** この事業に関して、ひとり親の皆様から大変助かるとのお声がある一方で、申請手続が大変で、あと償還払いということで、一旦立て替えて、申請を出してからのタイムラグが結構あるということで、さらに市町村の受付の事務負担もかなり大きいとの声を伺っております。

ひとり親家庭医療費助成事業の外来受診の現物給付化について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** ひとり親家庭医療費助成事業の給付方法につきましては、入院は現物給付を補助対象とし、外来受診については、利用者が医療費の自己負担分を一旦支払

い、後に払戻しを受ける償還払いを補助対象としているところでは、

外来受診を入院と同様に現物給付化することにより、ひとり親家庭や申請を処理する市町村の負担軽減につながることは承知しておりますが、医療費の増加の懸念や、関係機関の事務負担の増加など、整理すべき様々な課題があると考えております。

県としましては、この事業に限られた財源の中で将来にわたり持続可能となるよう、実施主体である市町村と、外来受診の現物給付化を含めた意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○下沖篤史議員** ひとり親家庭は、お子さんを病院に連れて行くだけでも、休みを取るだけでも大変な状況にあります。ぜひとも手続の簡素化、あと現物給付化を目指して、市町村とも今後協議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て支援・少子化対策にも欠かせない不妊治療に関してですけれども、県内で特定不妊治療を行っている方がどの程度いるのか、福祉保健部長にお伺いいたします

**○福祉保健部長（川北正文君）** 令和3年の国の調査によりますと、不妊の治療を受けたことがある夫婦の割合は、全国で4.4組に1組となっており、前回調査よりも増加傾向にあります。

県内で不妊治療を行っている方の総数の把握は困難ではありますが、保険適用以前の令和3年度まで実施していた特定不妊治療費に対する助成制度において、令和3年度は延べ1,502件の助成実績があります。

**○下沖篤史議員** 現在はちょっと状況が分からないと思っているんですけれども、クリニック、不妊の外来とかに行き、受診とか予約状況

を見ますと、保険適用になったことにより、相当数増えていると思います。

特定不妊治療と不妊治療の方々を合わせますと、令和3年度で1,502名ですか、多分この数倍、治療に来られている方が潜在的におられると思います。こんなに多くの方が子供を望まれており、第2子、第3子を望み、通われている方たちも結構おります。

不妊治療はなかなか周りに相談しづらく、夫婦間でもなかなか互いに言い出しづらかったり、悩まれている方がたくさんいます。

そこで、県の不妊専門相談センターへの相談状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では、平成15年度から不妊専門相談センター「ウイング」を設置し、不妊や不育症に悩む方々からの相談に対応してまいりました。

令和4年度は、本人からの相談が93件、家族からの相談が3件ありました。相談内容は、不妊の原因や検査・治療・医療機関の情報のほか、費用や助成制度に関するもの、不妊治療に対する周囲からの理解不足に関するものなどとなっており、経済的負担や精神的負担などの課題もいまだ大きいと認識しております。

**○下沖篤史議員** 不妊治療は費用もかかりますし、夫婦、特に女性の精神的な負担が大きく、夫婦で共有・共感がなければ、不妊治療すら始められなかったり、続けていくことも困難だという状況があります。民間の医療保険でも特定不妊治療に対応している保険もありますし、民間の保険とかで対応していることを知らない方も結構いて、申請を上げていない方もいますので、相談の際にそういう保険を見ていただいて対応できる場合もありますので、そういうとこ

ろもできれば相談に乗っていただきたいと思  
います。

あと、少子化の原因でもある晩婚化や未婚率  
の増加は、社会環境が好転し、所得が向上し、  
若者が未来に希望を抱けないと、なかなかこ  
ういう晩婚化・未婚率の改善というのは図れ  
ない状況であるんですけれども、そのような  
中、ほかの都道府県では、先進的な取組と  
して、予防医療と女性の妊娠・出産の選  
択肢を広げる手段として、既婚・未婚にか  
かわらず、卵子の凍結を支援し、異次元  
の少子化対策を実施している自治体があ  
ります。

不妊症にかかわらず、将来、子供を望む  
ときのために、県として卵子や精子の凍  
結保存を推進していただけないかと思  
いますが、福祉保健部長にお伺いいた  
します。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 現在、不妊  
治療には保険が適用されておりますが、  
保険診療として実施する卵子や精子の  
凍結保存は、不妊症と診断されている  
ことが要件となっております。

また、将来、子供を産み育てたいと希  
望する若年がん患者等が、治療前に卵  
子や精子を保存する妊孕性温存療法に  
要する費用の一部に対して県が助成を  
行っており、今後とも事業の利用促進  
に努めていきたいと考えております。

**○下沖篤史議員** 今回、国が出してきた  
次元の異なる少子化対策なんですけれ  
ども、国のみならず県でも推進してい  
かないといけない。今までどおりのこ  
とをやっているけれども、少子化とい  
うのは絶対歯止めがかからないと思  
っております。

その中でも、不妊治療をされている  
方たちが皆さん出産できるようにな  
ると、本県は全国2位の出生率であ  
りますけれども、そこをもっと

押し上げることができるのかなと思  
っております。

そのためにも、不妊症を含めて、結  
婚する前の段階から、皆さんでこ  
ういう認識を持って、卵子・精子  
とかの保存をぜひとも進めていた  
だきたいと思っております。これは  
ほかの自治体でもやっておる  
ところがあるので、その状況とか  
も研究していただき、宮崎県  
独自の少子化対策を進めていた  
だきたいと思っております。

続きまして、不妊に対しての知識  
や理解がなかなか浸透して  
おりません。その中で、不妊に  
関する知識の普及啓発に関  
わる取組について、本県はど  
のようなことをされているの  
か、福祉保健部長にお伺い  
いたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 不妊に  
関連する内容について正しく理  
解することにより、不妊症の  
早期検査や治療につなげる  
ことは大変重要であると思  
っております。

県におきましては、令和3年度  
及び令和4年度に実施した不  
妊治療支援環境づくり事業  
において、ポスターやハンド  
ブックの作成、ウェブサイト  
やSNSを活用したインター  
ネットによる啓発のほか、  
テレビや雑誌など様々な  
広告媒体を活用し、普及  
啓発を行ったところでござ  
います。

今後とも、これまでの成果を  
生かしながら、不妊に関  
する正しい知識の普及啓  
発に取り組んでまいり  
ます。

**○下沖篤史議員** 様々な啓発を行  
っておると思いますが、自  
分もいろいろ医療現場  
とかに行くと、こ  
ういうハンドブック  
とかポスターとかを  
なかなかお見受け  
することがなかつたり、  
いろんな場所でも  
見受けられなかつた。  
あと、パソコンで  
調べた際もな  
かなかヒットしな  
かつたとい  
うか、ユーチューブ  
では後で見つ  
かつたんで

すけれども、SNSとかで、なかなか皆さんの目につくことがない。あと、不妊というワードを入れたのに、そういう関連ワードに連動していなかったりして、なかなか発見できなかった。ちゃんをつくられておったので、いいことはいいんですけれども、若者たちが見るSNS、その中で発信力を持っているインフルエンサーの方たちとか有名人などを起用して、若い方たちをもっと見たくなる、検索したくなる状況をつくっていただきたいと思います。

あと、不妊治療をされている女性の方たちから話を聞きますと、職場の理解がなかなか進んでいない。タイミングが結構はっきりしないんですね。採卵というか、卵子を取る時期とかのタイミングがはっきりしないので、突然休まないといけなかったり、病院に駆けつけないといけなかったりという状況があるんですけれども、なかなかその職場の環境の中で皆さんに言い出しづらかったり、突然休むというのが理解されないこともあったので、できればいろんな職場にこういうパンフレットを含めた普及啓発もしていただきたい。

あと、女性の方たちから言われたのが美容室です。皆さん美容室に行かれるんですけれども、そこで美容師さんに悩みの相談とかをかなりいろいろされていて、うちの姉も美容師なんですけれども、皆さん女性の方たちが会話をしに美容室に来られているときもある。いろいろ悩みの相談を受けるときに、そういう不妊に関するものもあったので、できれば美容室の組合さんとかにも協力いただいて、美容室にハンドブックとかを置いていただくと、かなりいろんな周知啓発も図れるのかなと思いますので、そこら辺もちょっと研究してやっていただきたいと思います。

続きまして、防災対策についてですが、昨年の台風第14号では、県内で多くの被害が発生いたしました。小林市でも停電して、断水が結構続きました。あと、倒木によって道が寸断されて、自分たちも消防団で見回ったときに、道に倒れている木は伐採したんですけれども、電柱とか電線に引っかかって、それがあついで通れないとか、そういう状況がたくさん発生しておりました。

千葉県では、こういう災害時のことを考えた上で事前伐採——倒木が予想されたり、県道とか国道沿いののり面にある木とか、そういうのを事前に地権者と協力し合って伐採する事業をやっております。

そこで、本県での国県道沿いの倒木の可能性がある木々の事前伐採について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(原口耕治君)** 県が管理する道路につきましては、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、日常の道路パトロールなどで状況を把握し、交通の妨げとなりそうな樹木を発見した場合は、その都度、伐採を行っております。

特に、電線にも影響を与えるおそれがある樹木については、電線管理者とともに、日常及び災害時の連携内容を定めた「道路管理者・電線管理者災害時連携マニュアル」を作成しており、倒木が予想される場合には、相互に協力して事前伐採を行っております。

道路上の倒木は、道路利用者はもとより、地域住民生活に大きな影響を及ぼすことから、安全な交通を確保するため、今後とも適切な道路管理を行ってまいります。

**○下沖篤史議員** 今、九電を含めて協力してやっているということなんですけれども、都市

部は除いて中山間地に行きますと、国県道沿いでも木や、近くに枝とかがはみ出して、トラックが削っている状況なんです。雨が降るとなおさら木が下がって、またぶつかったり、大型トラックがそれをよけようとして対向車と事故になりかけたりとか、そういう状況が様々発生しております。毎日通っている中でも、そういうことが見受けられます。山間地に行くと、倒れかけの木もそのまま放置されているところが多々ありますので、ぜひとも県だけではなくて市町村とも連携して、そこら辺の情報収集を含めた危険箇所への対処をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、今回の国が力を入れる少子化対策であります。ぜひとも宮崎県も皆さんで協力して、市町村を含めて少子化対策に取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。私自身も妻と、保険適用が2月で終了したんですけれども、お金はかかりますが、あと1回、今月、不妊治療にチャレンジして、どういう結果になるか分からないですけれども、我々みたいな子供が欲しくても持てない環境の方たちを代弁するわけではないですが、そういう方たちの頑張りも県として支えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕(拍手) こんにちは、今回初当選させていただきました、延岡市選挙区、公明党宮崎県議団、工藤隆久です。県民の皆様から寄せられる様々な意見や関心事に真摯に向き合い、県民の代表として質問させていただきます。

通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ、関係部長、教育長の皆様には、明快な御答弁をお願い申し上げます。

まずは、障がい者福祉について御質問いたします。

私自身、重度心身障がい者の姉を持つ障がい者家族です。姉は自分では食べられず、話せず、動けず、食べるものは基本流動食です。幼きときより両親の姉への介護を手伝う中、障がい者家族の介護の大変さ、また社会からの偏見があり、差別を身をもって体験してきました。選挙戦を通じて、障がい者家族であることを訴え、同じく障がい者を持つ家族、また御本人から様々な御意見をいただきました。

今回は、時間の都合上、多くは質問できませんが、これよりは、障がい者福祉の現場の声、家族の声、そして当事者の声を県に届けることにより、県の障がい者福祉の充実に資してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

初めに、障がい者の暮らしを守るための県の役割について、知事に所見を伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

障がいのある方が安全・安心で心豊かな生活を営むためには、様々な障がいに対応できる地域の支援体制の基盤づくりが大変重要であると考えております。

そのためには、障害者総合支援法をはじめとする関係法令に基づき、各関係機関がそれぞれの役割と責務を認識しながら相互に協力して、総合的に取組を推進することが必要であります。

県におきましては、これまでも、障がいのある方一人一人の個性が理解・尊重され、身近な地域で共に充実した生活ができるよう、国や市町村等と緊密に連携しながら、地域における障がい福祉サービス等の充実とともに、昨年度には、宮崎県医療的ケア児支援センターを開設するなど、支援体制の整備を図ってまいりました。

今後とも、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員としてお互いを理解し、支え合い、活躍できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○工藤隆久議員** これまではどうしても、第一義的には、家族が全責任を持って療養・看護・支援するものでありました。現在においては、地域・社会全体で障がい者を見守り、育む時代になってきております。

障害者基本法、障害者総合支援法、また第6期宮崎県障がい福祉計画の理念にのっとり、障がい者が社会の一員として安心して暮らせるようお願い申し上げます。

次に、障がい者の保護者、親などが亡くなった後もしっかりと生活していけるのか、いわゆる親亡き後の課題について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がいのある方が、親亡き後も地域で安心して暮らしていくためにも、生活や就労に関する多様な相談に対応できる相談支援体制の構築、居住の場であるグループホームの整備促進など、地域生活を支援する機能の強化を図ることが重要であります。

このため県では、地域の相談支援機関の連携強化を目的とした連絡会議の開催やグループホームの整備に対する補助、市町村における障

がい者支援の質の向上を図るためのアドバイザー派遣等を行っております。

親亡き後の生活は、本人やその御家族にとって大変切実な問題でありますので、引き続き、市町村と連携しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支えるための取組をしっかりと推進してまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。グループホーム等の居住の場の設置を進めていただいているとのこと、本当にありがたく思います。

障がい者雇用を進めているある経営者の方からは、雇用の際の面接でまず聞かれることは、「居住施設はありますか」とのことでした。就労するにしても、公共交通だけでは通えない地域があり、保護者が送り迎えをしなければいけない。障がい者の自立の上からも、居住施設の推進をお願いしたいところでございます。

また、各地を回る中で、何人もの保護者の方から、「この子を残しては死んでも死に切れない」との泣きながら訴える悲痛な声をお聞きしました。ぜひ当事者の声を代弁できる保護者の方が元気なうちからマッチングを積極的に行っていただき、保護者、当事者が安心できるようお願いいたします。

続きまして、重度心身障がい者、医療的ケア児・者の避難対策について、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がいのある方の災害時の安全・安心の確保のためには、障がいの種別等に応じたきめ細かな対策を講じることが重要です。

このため県では、災害時に障がいのある方及びその支援者が取るべき行動や日頃の備え、避

難所運営に係る留意事項等をまとめた防災マニュアルを作成し、市町村や関係団体等に提供しております。

また、避難所における体制確保のため、人工呼吸器等の稼働に必要な自家発電機等の給付に係る国の補助制度について、市町村に情報を提供し、その活用を勧めるなど、地域における主体的な取組を促進しております。

引き続き、障がいのある方の災害時における避難対策について、市町村等と連携しながら支援体制の強化を図ってまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。医療的ケア児・者の避難には、人工呼吸器、酸素ボンベ、予備ボンベ、たん吸引器、電源、また予備電源、車椅子等を持って避難しなければなりません。ワゴン車でなくては避難できません。その現状をもって、避難する車が足りているのか、福祉避難所の予備電源は足りているのか等を綿密に計画していただきたいと思います。

先日行われました参議院災害対策特別委員会におきまして、我が党の下野六太参議院議員が同様の質問を行いました。「国としてもサポートをしっかりと進めていく」との担当大臣の答弁でございました。宮崎県におきましても、各市町村に任せ切るのではなく、県も障がい者に対する責任を持って行っていただきたい。また、ぜひ避難計画は計画段階で終わることなく、地元の区での避難訓練まで行っていただきたいと思います。

続きまして、保護者が病気などの際に利用できる短期入所施設の数や分布状況についてお伺いします。また、施設についてはどのように周知されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がい者の短

期入所施設につきましては、本年3月末現在で県内に92の施設があり、その内訳は、圏域ごとに、宮崎東諸県36、都城北諸県17、日向入郷、宮崎県北部にそれぞれ9、日南串間、西諸県、西都児湯にそれぞれ7施設となっております。

一方で、知的障がいなど、障がいの種別によってサービスを提供できる施設が異なることや、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な方などは、受入れ可能な施設が限られていることから、県内16か所にあります基幹相談支援センターや、昨年7月に開設した医療的ケア児支援センターの相談窓口において、施設の案内を行っております。

今後とも、さらなる情報の周知を図るとともに、様々な障がい者の方々が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、支援に努めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。県全体としての数、分布が適正なのかどうかは別として、医療型短期入所施設は、延岡市では共立病院に1床確保されているのみです。これでは利用できないのが現状です。

あるお母さんからは、自分が体調が悪く、病院で診断を受けたところ、「検査入院してください」と言われたと。自分が入院すると障がい者のお子さんを見てくれる人がいないので、入院を断ったというお話をお聞きしました。

重度心身障がい者だけではなく、自宅で1人で過ごせない知的障がい者の方など、地域社会の一員として、また権利として、気軽に日頃より施設を利用できるように努めていただきたいです。

特に県北の重度心身障がい者の短期入所施設は絶対数が足りていません。これは私たち重度心身障がい者家族の長年の悲願であります。早

急に対策をお願いしたいところがございます。

また、情報弱者となっている保護者の方にも手が届くように、障がい者の数や特性に応じた把握をしているのであれば、周知ではなく通知で、アウトリーチ・伴走型支援でお願いしたいところがございます。

次に、障がい者の就労促進について、障がい者向けのハローワークのような取組が行われているのか、福祉保健部長にお聞きします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がい者の就労を支援するに当たっては、身近なところで就労の相談を受けられる体制の充実が重要と考えております。

このため県では、障がい者の就労や生活に関する総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターを7つの圏域に設置し、障がい者のそれぞれの希望や特性に応じた就労や生活の実現に向けて、地域のハローワークや障がい福祉サービス事業所等と連携し、就労や職場定着のための助言、各種支援制度の紹介等を行っております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携を強化しながら、障がい者の就労促進に取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。様々な取組をされており、またアフターケアまでしていただいているとのこと、本当にありがとうございます。継続して、障がい者の働く権利の保全、社会の一員として認める上でも大事な対策であると存じます。就労を希望する全ての障がい者の方が働けますよう、今後ともお願いいたします。

次に、不登校・ひきこもり対策について述べたいと思います。

ひきこもりが社会的問題になっています。令

和3年度参議院国民生活・経済に関する調査会の中で、参考人の方が「引き籠もる起因の多くは学生時代の体験に遡る人が非常に多い」との見識を示しました。引き籠もる起因をつくらない魅力ある学校運営はもちろんです。不登校児童生徒がそのままひきこもりにならないようにすることが大事です。

そこで、前段階として、不登校を減らすこと、ないし不登校児童生徒が社会的なつながりを断つことがないようにする取組が大事であると認識しております。

そこで質問ですが、不登校児童生徒への取組を教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 各学校では、不登校児童生徒について、担任や関係主任等が中心となって、生徒に寄り添いながら組織的な対応を行っており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携しております。

ほかにも、中学校では、魅力ある学校づくりに取り組んで、不登校の未然防止につなげております。

また、高等学校では、中途退学対策対応教員等が中心となって相談に応じており、長期欠席の生徒に対する学びの保障として、オンラインでの授業配信の取組も行っております。

さらに、必要な情報については、小中高の校種間で引き継ぐようにしております。特に中学校卒業後の進路の決まっていない生徒につきましては、福祉部局等関係機関と連携し、情報を共有しながら対応しております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。中学校卒業時は福祉部局との連携、また高校では中途退学対策対応教員を配置し、特に15歳、18歳などに焦点を当てて対策を行っていること、こ



れは社会的つながりが切れやすい年代であり、また公的支援が切れがちな年代にフォーカスしているとのこと、大変すばらしいと感激しております。

北九州市では、NPO団体とも連携し、その世代への対応を行っています。今後も継続して支援・対策を行えるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、対応教員等の配置も含め、体制の充実を図っていただきますようお願い申し上げます。

関連して質問です。不登校児童生徒の居場所づくりについて、どのように対応されているか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への支援について、市町村と連携して教育支援センターの充実に取り組んでおります。

一方、国は、居場所の一つとして、フリースクール等の民間団体・施設を活用することを示しております。

昨年度、フリースクールに関係する方々に集まってお話しいただき、各団体の取組状況について意見交換を行ったところであります。

引き続き、不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談・指導が適切に行われるよう、各団体・施設における取組状況の把握をしながら、不登校児童生徒の居場所づくりについて、積極的に市町村教育委員会との協議を深めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。フリースクールなどの民間団体との連携をし、居場所づくりをされているとのこと、本当にありがとうございます。教育の場に戻すことを第一とするのではなく、長い目で見たときに、子供が安心していられる居場所づくりが大事です。

家庭以外の居場所づくりに継続して、民間・NPO組織と連携して取り組んでいただければと思います。

次に、ひきこもり問題に移りまして質問させていただきます。

ひきこもりの実態をどのように把握しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では昨年度、ひきこもりの方の傾向や特徴を把握するため、民生委員・児童委員に対する実態調査及び当事者や家族等に対する支援ニーズ調査を実施しました。

その結果、民生委員・児童委員が把握できた該当者は600人であり、年代別では40歳代が最も多く、ひきこもりの期間が5年以上の方が5割近くを占めています。

また、当事者や家族等が必要とする支援は、生活費についての相談や身体・精神面についての専門機関への相談、就労に向けた準備に対するニーズが高くなっています。

このため県では、支援を必要とする一人でも多くの方に適切な情報が届くよう、テレビや新聞、SNSなどあらゆる媒体を活用し、相談窓口や支援に役立つ情報について発信しております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。様々な方策を考えていただき、ひきこもりの方の支援に取り組んでいるとのこと、またSNSを使った相談対応も進めているとのこと、感激しております。

内閣府の調査では、15歳から64歳まで、推計で、全国で146万人がひきこもり状態であると公表しております。優に宮崎県の人口を超え、日本人口の1%以上の方がひきこもり状態と言われて苦しんでおられます。

人口の1%とすると、宮崎県でも約1万人以上の方が推定されるところでございます。

先ほど答弁でありました県が行った数と大きな隔たりがあることは、調査方法などの違いからですが、ひきこもりで苦しんでいらっしゃる方たちがまだまだ宮崎県にいるとの認識の下、今後とも、把握や支援のため、県におきましても取り組んでいただきたいと思います。

ひきこもり問題については、8050問題として、平成27年頃から世に知られていますが、これは、80歳の高齢の親が50代のひきこもりの子供の生活を支える社会問題として認識されてきたところでございます。現在は時間も進んでいるため、さらに親の高齢化が進んでおります。

ひきこもり問題の把握、対策としまして、キーポイントとなるのが、ひきこもり家族への支援でございます。誰が相談に来るのかと考えますと、やはりまず家族が相談に来る。その家族を通じて、行政側が寄り添い、サポートしていく形になろうかと考えます。

そこで質問です。県として、保護者がいなくなった場合、ひきこもりの方との接触は厳しくなると考えますが、その対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県が昨年度実施した実態調査におきましても、ひきこもりの長期化・高齢化の傾向が認められ、当事者や御家族の孤立化が懸念されるところでございます。

このため県では、市町村において、福祉や雇用、教育など、幅広い関係機関が連携して支援を行う「市町村プラットフォーム」の設置を促進するとともに、ひきこもりについて正しく理解し、当事者や御家族を見守る理解者となる、ひきこもりサポーターを養成しております。

これらの取組を通して、ひきこもりの方や御

家族を孤立させない地域社会づくりを進めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。プラットフォームづくり、ひきこもりサポーターの養成など、素晴らしい取組であると存じます。

ひきこもりで苦しんでいらっしゃるの、当事者はもちろんのこと、保護者も同様に苦しんでいらっしゃいます。ある保護者の方は「暗闇の中から出られない状態だ」と言っておられます。ひきこもりについては、安心できる場所が家庭以外にない社会問題です。

ひきこもりは、安心できない社会から自分の命を守るための退避行動です。生き続けるための選択肢がひきこもり状態という認識で捉え、ひきこもりを恥じることではないとの社会認識を広げ、相談しやすい環境をつくらねばいけないと感じております。

また、保護者の方も高齢化が進んでいますので、情報が届きやすい広報をお願いしたいところでございます。

次に、知事にお伺いします。

ひきこもりは看過できない社会問題であり、しっかりと対応していく必要があると考えますが、県がどのように認識し、対応しようとしているのか、知事の見解をお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** ひきこもりは、本人だけではなく、職場や学校、家族など様々な要因が複雑に絡み合っており、また、長期化すると家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であります。

このため県では、精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を設置し、医療や福祉、雇用、教育など幅広い分野と連携を

図りながら、本人とその御家族に対してきめ細かな支援を行うとともに、ひきこもりに対する県民の理解促進に取り組んでいるところであります。

また、今年度から、これらの取組に加え、身近な市町村において一人一人の状況に応じた対応が行えるよう、市町村プラットフォームという体制整備を進めているところであります。

県としましては、これらの取組を進めることで、本人やその御家族をしっかりと受け止める社会づくりに取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。自立や就労といったことを押しつけるのではなく、ひきこもりの方に寄り添っていく伴走型の長期的な支援になると思います。

先ほど答弁でもありましたが、ひきこもりサポーター等、本人にとって安心できる人、信頼できる人をたくさんつくっていく必要があると認識しております。また、安心できる場所、居場所づくりが大事であると考えます。

これから質問させていただきますが、農福連携の「福」には、社会で生きづらさを感じているひきこもりの方たちも含まれています。農福連携に限らず、ひきこもり問題の解決という視点に立って、各部局にわたる問題を横断的に進めていく対策課が必要であり、継続的に支援するためにも、基本条例を強く求めるものであります。

続きまして、少し触れましたが、ひきこもり問題について、一つ重要な政策として、農福連携がございました。

農業は太陽の下で働きます。太陽を浴びることで体内時間がリセットされ、元気になります。さらに、土をいじることにより、様々な菌に触れることで元気になります。体力もつきま

す。さらに、自分が作った野菜を食べることで、おいしいと感じる。労働の喜びを感じ、達成感が味わえます。また、作った野菜を人にあげて喜ばれる、これも達成感が味わえます。また、作った野菜を売って給料にする、これも達成感であります。

この達成感の積み重ねが自信になり、自己肯定感につながっていく、ひいては、ひきこもり状態の改善につながると考えています。

このように、ひきこもりの方の就労支援、社会復帰の過程において、農福連携が有効であると私は考えています。

そこで、農福連携の現状と取組を農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 昨年度、県が実施した農業法人実態調査では、県内の農福連携につきましては、農業法人910社のうち124社で、福祉施設への作業委託や障がい者の直接雇用などの形で取り組まれています。

農福連携は、障がい者などの雇用機会の確保や生きがいづくり、農業での働き手確保など、農業と福祉、双方にとって大変重要な取組であります。

このため県では、関係部局や団体が連携し、各地域で農作業体験会の開催や、農林水産省が認定する支援人材の育成に取り組んでおります。

また、昨年度から、宮崎県農業法人経営者協会内に農福連携推進センターを設置し、障がい福祉サービス事業所と農業法人等とのマッチング支援やセミナー開催等を行っているところであります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。農福連携は、障がい者、ひきこもりだけではなく、高齢者、生活困窮者の就労、社会参画の機会の

確保、また犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組です。農業人口の減少による労働力の確保という視点になりがちだと思いますが、非常に地域・社会の活力になる取組であると考えます。

今後、各部局、団体等と連携を密にして、農業県である宮崎県が先進モデル地域となれるようお願いしたいところでございます。

次に、児童養護施設等の状況について伺います。

児童養護施設に入所している児童の保護者に対して、施設と児童相談所はどのように対応しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 施設が入所児童の保護者に対応する場合は、国の運営指針等に沿いながら対応しており、この指針では、施設は、児童と保護者の面会等を積極的に行い、親子関係の再構築等を図ることとされています。

また、児童相談所は、児童を施設に入所させた後も保護者との接触を保ち、施設から定期的に児童に関する報告を受けながら、相互の連携の下、適切な援助を継続的に行っております。

なお、施設と保護者のトラブルが懸念される場合においては、事前に施設と児童相談所で意思疎通を図った上で、児童相談所から双方に助言する場合があります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。児童養護施設に入所されている児童は様々な問題を抱えております。一つには、その子の特性の問題もあると思います。また、育った環境による場所もあると考えます。

児童養護施設の専門家の方たちの指導が、児童だけではなく、卒園後、家庭に戻ることを考えますと、子供たちの特性に合わせた家庭教育

への指導、家庭環境改善への指導が重要だと認識しております。

先日、ある児童養護施設の関係者からは、「親との連携ができていない」とのお話をいただきました。食い違いであることが分かりましたが、施設関係者との連携においても、施設長だけではなく、働いている関係者等にもヒアリングを行っていただきたいと考えます。

次に、林業関係について伺います。

私自身、5年前に東京より帰郷して、日向の民間の林業会社で働いておりました。造林が担当であり、ここ数年、木材価格の高騰もあり、森林の伐採が進んでいく中、対する造林事業の困難さを感じておりました。

それは、伐採は短期で終わりますが、造林は、植えてより少なくとも30年、長ければ100年の計画になります。

植えてより伐採までは、間伐材を売ることのほかに収益がなく、補助金と自己資産を活用しての作業になります。国、県、地元自治体の補助金なくしては成り立たない事業でございます。

また、伐採班とは違い、収益が低く、機械化もなかなか進んでいないため、重労働の作業でございます。だからこそ、行政、県の取組が重要になってくると考えます。

そこで、ゼロカーボンの実現に向けた再造林に対する知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 森林は、大気中のCO<sub>2</sub>を吸収・固定し、また、森林からつくり出される木材は、建築物等に利用されて、炭素を固定するなど、ゼロカーボンの実現に重要な役割が期待されております。

この貴重な森林を次の世代へ引き継いでいくためには、「伐って、使って、すぐ植える」資

源循環型林業の確立が大変重要であります。本県の再造林率は、全国と比較すると高い数字ではありますが、70%台にとどまっており、再造林の推進が喫緊の課題だと認識をしております。

このため、従来の取組に加えまして、本年度から、造林作業を担う人材の確保・育成や、造林に取り組む事業者の育成などの再造林対策の強化に取り組んでいるところであります。

今回、本県の強みを生かした「3つの日本一挑戦プロジェクト」を掲げており、その一つが「グリーン成長」であります。森林林業のトップランナーである本県としましては、再造林対策を核として、林業の持続的な発展とゼロカーボン社会の実現にしっかり取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。知事としても、再造林の重要性を認識されているものと受け取りました。大変ありがとうございます。

続きまして、再造林に向けた林業の担い手の確保についてお伺いします。

造林する作業員の確保が大事であると認識しております。作業員がいないため、放置されている造林地が多くあります。

造林作業においては、地ごしらえ、植付け、下刈り、除伐、間伐などがあります。様々な作業班と関わる中で感じたことは、作業の段取りが一番大事であること、それは経験則であり、親方と呼ばれるリーダーからの伝承によるものであります。造林作業員の高齢化が進む中、この伝承を若手に引き継ぐ機会は年々失われています。

そこで、林業の担い手の確保に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

す。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、林業への新規就業者の確保に向けて、移住相談会や就業相談会の開催などにより、本県林業の魅力をPRするとともに、林業就業への働きかけを行っております。

また、みやざき林業大学校における即戦力となる人材の育成や、作業現場に簡易の休憩・シャワー施設を整備する際の支援など、就労環境の改善にも取り組んでおります。

さらに、今年度、造林担い手インターンシップモデル事業により、受入れ体制を整備した上で、県内外から幅広く人材を募集し、「お試し造林」として植栽等を行うインターンシップを実施することとしております。

今後とも、関係機関と連携して、担い手の確保に向けてしっかり取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。林業先進県として、次の人材育成が必須であります。林業の魅力は体験していただかないと分からないことが多くあります。「お試し造林」は非常に素晴らしい取組であると考えます。

私自身も、「自分が植えた木が、山が育って、立派な山になっている」と誇らしげに語る先輩の姿を羨ましく感じておりました。また、私自身、山に登って食べる弁当が大変おいしかったと認識しております。体験から就労につながるよう尽力していただきたいところです。

また、林業従事者においても、女性の進出が進む中、簡易休憩・シャワー施設等の整備は重要であると考えます。特に伐採班においては、林業機械の進歩により、女性でも重機を使い、働きやすい環境になっています。夫婦で作業されている方も多くおられます。今後も継続しての支援をお願いしたいところでございます。

次に、担い手確保の一環ではありますが、みやぎ林業大学校長長期課程のカリキュラムについて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** みやぎ林業大学校長長期課程では、森林・林業の基礎から実践的な知識・技術の習得により、即戦力となって活躍する担い手を育成しております。

そのカリキュラムについては、林業経営や造林など、林業を基礎から学ぶ座学に約50日間、刈払機取扱い作業、伐木・チェーンソー作業など、林業に必要な17種類の資格取得に約40日間、苗木生産、造林・育林、ドローン等最新技術など、林業に係る技術を習得するための現地実習に約120日間を当てております。

なお、林業事業体には、どんな人材を必要としているのかなどについて適宜意見を伺っており、今後とも、このような現場ニーズを踏まえて、カリキュラムを充実させてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。資格取得、実習を合わせて160日間の期間が取られているとのことですが、資格取得17種、様々な資格取得の中で、グループで動くため、重機の運転時間は1人何時間になるのか、またチェーンソーで1日に切る木の本数は何本になるのか、刈払機の使用時間は何時間になるのか等を考えますと、1つの資格当たりの実習時間は短くなっていくのではないかと考えます。果たして即戦力の人材育成になっているのか疑問が残ります。個人の希望に添いながら、資格を減らす等の工夫を行ってはいかがかと考えます。

就職におきましても、即戦力の人材として見られては本人がかわいそうであります。免許保持者であるとの認識の上、就職先でさらに育てる。就職後も3年間、単一の職場での定着率を調べる等、後追いをしっかりと見守っていただ

くようお願いしたいところでございます。

林業で働いているときに感じたことは、現場作業員の所得の低さです。どうにか所得が向上できないかと考え、我が社では、請負から社員へ、福利厚生等の社会保障を充実させることにより、補助金額が上乘せされ、会社もその分、支出が増えますが、作業員としては身分保障もされ、現場作業員の方から「働きやすい環境になった」と言われました。

林野庁としましても、福利厚生、社会保障等を充実させることで、作業員の待遇改善につなげていく方針であると伺っております。

そこで、林業事業体の福利厚生の上昇について、これまでの取組、その成果を環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、林業事業体の福利厚生の実施に向けて、労働環境の改善や事業の合理化を図ろうとする事業体を、国の制度に基づき「認定林業事業体」として位置づけ、これまでに152者を認定しております。

これらの事業体については、社会・労働保険等の雇用主負担に加え、簡易トイレや休憩施設の整備、空調服や蜂毒によるアレルギー対策器具の購入などに対して、幅広い支援を行ってきたところです。

これらの取組により、例えば健康保険については、制度開始前の平成6年度に約28%であったものが、令和3年度には約81%に上昇するなど、就労環境の改善や福利厚生の実施に一定の成果を上げているものと考えております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。私も蜂アレルギーの注射は打たせていただきました。また、空調服も使用させていただいて、大変涼しいなと感じながら作業しておりました。

健康保険の加入率が28%から81%までの上

昇、本当にすばらしい就労改善であると感服するところでございます。

今後、認定林業事業体の増加、また、林業事業体に含まれない個人事業主であり、請負、日当月給で働く方たちを、この取組にどう取り込んでいけるのが課題であると存じます。また、一人親方の労災問題についても検討していただきたいと提案させていただきます。

次に、有害鳥獣捕獲についてお伺いします。

造林を進める中で、一番悩まされたことが獣害対策でございました。現在、鹿ネットを張らないと、鹿に苗木が食べられてしまいまして、盆栽のような木になってしまいます。鹿ネットを張っていたとしても、自然の中に張るものですから高低差が出てきますし、破損もします。鹿被害を防ぐことがかなり厳しいと認識しておりました。やはり鹿被害を防ぐためには、生息数を適正な数に減らすしかないと考えています。

狩猟者が減ってきている中、こちらも狩猟免許を取ったからといって、すぐに狩猟ができるわけではなく、現狩猟者の指導、伝承なりが必要と考えます。

そこで、狩猟者が減少する中、有害鳥獣捕獲を実施するため、認定鳥獣捕獲等事業者を増やしていく考えはあるのか。そのための取組、認定後の支援について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 認定鳥獣捕獲等事業者は、狩猟者の減少・高齢化が進行する中で、新たな捕獲の担い手として期待されておりますが、県内では2者となっており、その拡大を図る必要があると考えております。

そのためには、認定事業者が継続して活動できることが重要でありますので、県が認定事業

者等に委託し、増え過ぎた鹿等を捕獲する指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組んでおります。

また、市町村長の許可を受けて行う農林作物に係る有害鳥獣捕獲については、従来から活動を行っている各地域の捕獲班との連携や協調が必要なことから、県としましては、市町村に助言を行うなど、認定事業者が捕獲に参加できる環境づくりを進めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。認定事業者を、しっかりと事業体として狩猟だけで生計を立てられるように支援することが必要になってくると存じます。言われるように、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託するだけではなくて、捕獲した後の処理加工、また最後に焼却処理をしなければいけないので、ランニングコスト等についても支援のほうをお願いしたいと考えております。

最後に、同和問題について質問いたします。

同和問題について、県の差別状況を県がどのように把握しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 同和問題は、人権の侵害に関わる重大な社会問題であり、これまで解決に向けて様々な取組が行われてきたところであります。

県内の最近の状況を見ますと、法務省の人権擁護機関である宮崎地方法務局におきまして、令和元年度から令和4年度までの間に、県民から同和問題に関する人権侵犯についての申告等はありませんでした。

しかしながら、令和4年度に実施しました「人権に関する県民意識調査」では、「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」との問いに対し、「親として反対するが、子どもの意思が強ければ仕方な

い」など、12.3%の方が否定的な回答をしており、依然として根強い差別意識があるものと考えております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。私が関係者より聞き取りを行った際に、まさに言われたように、「同和地区の出身を理由に婚姻を断られた。しかも、親からではなく、当事者が別の方と結婚するための理由として、同和問題が使われた事例がある」とお聞きしました。それはもちろん宮崎の事例ですが、人権侵犯にいかないまでも、厳然と同和差別があると考えています。

また、えせ同和という問題もあります。これは、同和出身であることを理由に差別されたと被害報告に来ますが、実際は同和地区出身でないことが後で分かる事例でございます。これは県の関係団体に確認しないと、本人が同和地区出身か分からないものです。このような事例を含めまして、関係団体との適切な意思疎通を行っていく必要があると感じるところです。

では、差別をどのように解消していくのか考えねばならないところでございますが、基本条例が大事になってくると考えます。

次に、質問ですが、国では、部落差別解消推進法という同和問題に特化した法律があります。宮崎県人権尊重の社会づくり条例について、同和問題に特化しなかった理由を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎県人権尊重の社会づくり条例は、同和問題をはじめ多様化する人権問題に関し、県民及び事業者の人権尊重を呼びかけるとともに、県の責務として人権施策を積極的に推進することで、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目的としております。

県としましては、この条例に基づき、様々な人権問題について、幅広く啓発等の施策に取り組むことで、県民の人権意識が高まり、ひいては部落差別の解消の推進に関する法律の目的である部落差別のない社会の実現にも資するものと考えております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。差別にはいろいろな差別があります。障がい者に対する差別、昨今では、コロナ罹患者に対する差別、LGBTの方たちに対する差別など様々です。

同和差別においては、人が歴史の過程で作り出した身分差別です。我が国固有の差別です。人が作り出した差別であり、人が人の手で解消していかなければいけない差別です。今を生きる関係者団体の方々は、自分たちの世代でどうにか解決したいと願っているところでございます。

ほかの差別が許されるものではございませんが、ほかの差別とは違い、人の多様性を認め合うことで解決に向かう問題ではない。その認識の下、対策をお願いしたいところでございます。

次に、同和問題について、県内各地域において様々な取組が行われていますが、県の啓発活動の現状を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 同和問題につきましては、県と市町村が一体となった取組が重要であると考えております。

そのため県では、市町村同和対策・人権啓発主管課長会議を開催し、人権に関する様々な状況を説明するとともに、同和問題の解消に向けた啓発活動を積極的に推進するよう要請しております。

また、同和問題をはじめとする様々な人権課



題をテーマとする県民向けの講座を令和4年度は6回実施し、企業・団体等の人権担当者を養成する3日間に及ぶ講座でも同和問題を取り上げるなど、各種の啓発活動に取り組んでおります。

さらに、教育委員会におきましても、教職員等を対象に、同和問題についての研修等を6回実施したほか、様々な人権に関する研修を学校も含めて実施しております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。様々な取組が行われていることを認識いたしました。

併せてお願いしたいことがございます。同和問題を学校の授業で取り扱ってはいただけいかとの考えです。子供への人権教育が大事であると考えます。人は生まれながらにして平等であり、幸福追求権として、各自の多様な生き方が認められているところでございます。その価値観、認識を持てるよう教育する。そして、社会に出たときに、様々な差別、不条理に対して、自分の力で、思考力で解決を図っていく、そういう力を育てていただきたいと思います。

また、啓発運動におきましても、地域格差があると認識しております。少なくとも県内におきましては、同和差別に対しての正しい理解が普及し、同和差別がなくなりますよう、県の取り計らいをお願いするとともに、私自身、しっかりと活動してまいりたいと考えております。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○濱砂 守議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時0分再開

**○日高博之副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山口俊樹議員。

**○山口俊樹議員〔登壇〕(拍手)** 皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自民党の山口俊樹です。

さきの選挙でチャンスをいただきまして、今回が県議として初めての一般質問となります。傍聴に来ていただいた皆様、そしてネットなどを見ていただいている皆様、関心を寄せていただき、感謝申し上げます。

また本日は、市議時代に所属していた会派、前新会の皆様も応援に駆けつけてくださいました。市と県のかげ橋を訴えておりましたので、大変ありがたいなと思っているところでございます。

私は市議会出身ですので、多少議会の経験はございますけれども、県と市でルールが異なるところもあるようです。先輩方からすると気になるところもあるかもしれませんが、最初の一般質問ということで御容赦いただければと思います。

さて、本日は、「子育て・教育環境」「基礎自治体との連携」「働き方改革」の3つの大きな項目で質問させていただきます。早速質問に入らせていただきます。

本年4月より、国において、こども家庭庁が設置されました。こども家庭庁を語る際には、「こどもまんなか社会」の実現という言葉がよく使われており、国において、子供政策をより強力に取り組んでいく方向性が示されたわけですが、本県においても、子供政策や少子化は重要な課題でございます。

こども家庭庁に期待することについて、知事

の考えをお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

少子化が加速度的に進行し、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子供を取り巻く状況は深刻かつ複雑化しており、私も強い危機感を持っております。

このような状況の中、これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の子供の育ちの保障や、全ての子供の居場所づくりを主導するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向け、総合調整機能を果たしていくものと考えております。

また、こども家庭庁を中心に、次元の異なる少子化対策として、現在、予算倍増に向けた検討が進められておりますが、こども・子育て政策は未来への投資であります。我が国の今後の在り方を方向づけるものと、私自身、大いに期待するとともに、その動向を注視しているところであります。

今後とも、こども家庭庁をはじめ、市町村や関係団体等としっかり連携を図りながら、こども・子育て政策を推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ありがとうございます。こども・子育て政策は未来への投資だと、今後、関係団体等と連携して政策を推進していくということで、頑張っていたきたいと思います。

私は今年度、全国若手議員の会という500人ぐらいの超党派の地方議員の団体の全国会長をしているんですけれども、先月、その会の研修が四国でありまして、そこで、こども家庭庁の方、室長クラスの方でしたけれども、来ていた

だいて、いろいろと話を聞いてきました。

その中で、組織の話と同時に、こども基本法という法律もできたんですというお話がありまして、地方公共団体への責務であったり、やってほしいことを定めていますという説明がございました。

そこで、こども基本法に関してお伺いいたします。こども基本法第10条に、都道府県こども計画の策定が努力義務として記載がございます。この都道府県こども計画は努力義務ですので、策定判断は各都道府県に任せられているのですが、宮崎県はどう対応されるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川北正文君) 都道府県こども計画は、国が秋頃に策定を予定している「こども大綱」を勘案するとともに、既にこども施策に関する計画がある場合は、これと一体のものとして定めることができるとされ、具体的な作成時期についても、地域の実情に応じて各自治体の判断に委ねられております。

このことから本県では、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」と一体的に整備することとしており、このプランの計画期間が令和6年度までとなっていることから、それまでに作成することとしております。

計画の作成に当たっては、子供や子育て当事者の意見を幅広く取り入れる工夫をするなど、本県の実情に合わせた計画作成を進めてまいります。

○山口俊樹議員 既に令和6年度までの計画として、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」というのが宮崎県にあるので、それと一体化させて策定しますということでございます。

恐らく全国的に計画をつくる流れなんですよ

うけれども、宮崎県として都道府県こども計画を策定するという点については、今回初めて明言いただいたと思います。

続いて、こども基本法第11条では、子供等の意見の反映が求められていまして、子供政策の策定・実施などの際には、子供や子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために、必要な措置を講じないといけないとなっております。特に子供の意見聴取について、県はどのように対応していくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** こども基本法によると、こども施策の策定、実施及び評価に当たっては、当該対象となる子供や子育て当事者等の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとされております。

具体的な意見聴取の手法としては、子供や若者を対象としたアンケートやパブリックコメントのほか、審議会、懇談会などの委員等への参画促進、さらにはSNSの活用などが想定されております。

県では、子供の代表から定期的に意見を聞く「こどもモニター制度」など、先進的な取組を行っている自治体とも意見交換を行いながら、必要な措置について現在検討を進めているところであります。

**○山口俊樹議員** 具体的な措置については、今、検討中だということでございます。現在もパブリックコメントなどで、様々な世代、立場の方から意見を聞く仕組みはございますけれども、その仕組みを使って子供を対象に意見を聞くという形になると、意見を聞く側としては、ちょっと配慮だったり優しさが足りないかなと思うんです。

子供の意見聴取に当たっては、意見を聞く対象の子供とか若者に質問されている内容が分か

りやすく伝わるように、ホームページをついたり、解説動画をついたり、そういった配慮が有効ではないかと思いますが、県の見解を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 意見聴取に当たっては、こども施策の内容や目的などに応じ、多様な手法を組み合わせながら実施することが重要とされております。

また、子供の目線や特性に合わせた工夫も求められることから、議員の御提案も含め、子供が意見を述べやすい手法について、引き続き検討を進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 法律上、子供等への意見聴取は対応しなくてはならないというものですので、聞く相手に合わせた形での意見聴取の方法の検討をよろしく願います。

続いて、子供の数、人口減少対応について議論したいと思います。

合計特殊出生率は、皆さんよく耳にされていると思います。簡単に言うと、1人の女性が生涯において出産する子供の数に相当する数値となります。

この合計特殊出生率の議論で出てくる数字として、2.07という数字がございます。これは人口を維持していくために必要な条件の一つでございます。なので、人口減少を止めるために2.07というのがよく議論になるわけなんです。

ちなみに全国平均でいくと、2022年が1.26、私が生まれた1986年、37年前が1.72です。2.07を全国平均で超えたのは、1970年代まで遡らないといけません。それくらい2.07という数字は難しい数字なんですけれども、人口減少を止める一つの条件ですから、宮崎県がどう向き合っていくのか、確認していきたいと思っております。

まず、合計特殊出生率について、県の計画である子ども・子育て応援プランにおける現在の目標値と目標年、また、総合計画における前回及び今回の目標値と目標年の答弁をお願いいたします。福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** みやざき子ども・子育て応援プランでは、令和6年の目標値を1.84に設定しており、現在、目標達成に向け、様々な施策に取り組んでいるところであります。

前回、平成31年に改定しました総合計画長期ビジョンでは、令和12年の目標値を1.9程度に、令和元年に改定したアクションプランでは、令和4年の目標値を1.81に設定したところです。

また、現在の総合計画長期ビジョンでは、目標値を設定しておらず、今議会に上程しておりますアクションプランでは、令和8年の目標値を1.8台に設定しているところであります。

**○山口俊樹議員** 現在は、令和6年に1.84が目標ですと、最新の県の合計特殊出生率は1.63だったと思いますので、なかなか目標まで難しい状況かなと、遠い現状かなと思います。

総合計画の目標についてですが、宮崎県の総合計画は、20年先ぐらいを見据えた長期ビジョンと短期的な計画のアクションプラン、この2本立てなんです。ざっくり言ってしまうと、前の長期ビジョンでは、2030年に1.9程度を目指していましたと、それで今の長期ビジョンでは、目標値はありません、なくなりましたというのが今の御答弁になります。

あれ？と思いませんか。そしてアクションプランの短期的なものでいうと、令和8年に1.8台です。これは今、上程されています。そもそも令和6年までに1.8を目指しているんだから、それさえ達成すれば、令和8年は当然1.8以上に

なっているので、令和8年の目標値がもう少し上でもいいような気も個人的にはしています。また、長期ビジョンでは、目標値そのものがなくなっていました。

そこでお伺いしますけれども、今後の目標である総合計画アクションプランの合計特殊出生率1.8台はどのように設定されたのか、また私には、目標がちょっと後ろ倒し、かつちょっと下がっているように見受けられるんですけれども、県の認識も併せて福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 令和元年までの10年間、本県の合計特殊出生率は1.7前後で推移していたところではありますが、コロナ禍の影響を受けまして、令和2年以降は大きく落ち込んでいるところであります。

今回提案しておりますアクションプランの目標値については、近年の合計特殊出生率の動向も踏まえつつ、全国1位である沖縄県の令和3年合計特殊出生率1.80も参考にしまして、1.8台に設定したところであります。

**○山口俊樹議員** 全国1位の沖縄県を参考にしていますよということのようです。目標値が下がっているのではないですかという指摘に対する見解は、明確にお答えをいただけませんでした。私はそう感じました。

目標設定が他自治体と比べてどうかという視点になってしまったとともに、長期ビジョンでの目標値もなくなってしまったことで、そもそも人口減少を食い止めるために必要な数値である2.07にどうやって向かっていくのかという観点が少し薄くなっているように感じます。

合計特殊出生率については、県内の基礎自治体——市町村のことですけれども、総合計画や地方創生総合戦略などで、多くの自治体がそれ

ぞれの目標値を出しています。

この各基礎自治体、市町村の目標値は、県の合計特殊出生率の目標値設定に当たって参考にされたのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 市町村ごとの合計特殊出生率は、5年に1度かつその5年分の平均値しか公表されておらず、また、市町村ごとに目標設定の考え方は異なっていることから、本県における近年の合計特殊出生率の動向を踏まえ、県の目標値を設定したところであります。

県としましては、少子化対策の推進には、市町村の取組が重要であると考えておりますことから、今議会に提案しております未来につながる少子化対策調査事業で、市町村ごとの少子化要因を詳細に分析することとしており、今後、この調査分析結果を基に市町村への伴走支援を行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 結論から言うと、参考にしておりませんということでございます。県と基礎自治体の距離があるように思えてなりません。

今回、調べていて気づいたんですけれども、基礎自治体の計画策定の時期を見ると、既に県が2030年の合計特殊出生率の目標値は1.9ぐらいですよと言っているときに、県は2030年に2.07を目標にしているかのように捉えられる、そういう計画の書き方をしている自治体もございません。

一方で、県も、事前にいろいろ確認の中で感じたんですけれども、基礎自治体の目標値を見ていないんじゃないかなと、そもそも基礎自治体が合計特殊出生率の目標値を設定していることすら知らないんじゃないかと感じる場面がありました。どちらが悪いとかそういうことじゃなくて、互いにもう少し近寄る努力をしていた

だきたいなと思っております。

答弁にもありましたけれども、今回、市町村ごとの少子化要因の分析事業が提案されています。非常に大事な事業だと思います。

各基礎自治体の中には、各自治体の独自調査で、既に2.07を達成している自治体もあれば、宮崎市のように非常に厳しい数字である自治体もございます。2.07を維持したり、2.07以上の数字に持っていく政策と、1.6とかから2.07まで引き上げるのと1.8に引き上げるという政策は、アプローチが違います。

分析事業は大変大事な事業だと思いますけれども、事業実施に当たっては、今ある基礎自治体の計画もしっかり調査していただいて、伴走支援という言葉がございましたけれども、一緒に解決していくぞ、互いに当事者だという気持ちで、県には事業に臨んでいただきたいと思っております。

ここで、もう一度、人口維持に必要な条件の一つである、合計特殊出生率2.07の議論に戻りたいと思っております。

基礎自治体の計画では、「県が2030年に合計特殊出生率2.07を達成すると想定すると……」というような文言が出てきますよというのを先ほど申し上げました。

ちなみに宮崎市は、2050年に2.07を達成すると想定しているようなんですけれども、いずれにせよ、県が〇〇年に2.07を達成するという想定はしているようです。

各基礎自治体は、県が2.07を達成するつもりがあるという前提で考えているみたいですが、先ほど確認したとおり、県の計画には記載されておりません。

改めて確認したいのですが、宮崎県は合計特殊出生率2.07をいつ達成すると考えているの

か、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 今後も当面は人口減少が続いていくことが予想される中、本県においては、昨年9月に策定しました県総合計画長期ビジョンにおいても、「人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持」を今後の方向性の一つとしており、まずは、直近の目標達成に向けて全力で取り組み、日本一生育てやすいみやぎづくりを進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 合計特殊出生率は、直近の目標達成に向けて全力を尽くすという答弁でした。大事な答弁だと思いますが、傍聴されている方のはてなマークがちょっと私には目に浮かぶんですけれども、私が勝手に翻訳してしまえば、2.07を達成する年度とか、そういう目標は設定しておりません、やっぱり設定していないんですよという御答弁になるかと思えます。

一つ前の総合計画の長期ビジョンには、2030年に合計特殊出生率1.9程度という目標値がありました。何度も申し上げますが、一個前にはあったんです。

さらに、議会の議事録を確認させていただくと、令和元年の議会で、知事が答弁の中で、2.07の達成というのは、持続可能な宮崎であるために必要だと、土台づくりのために必要だと、そしてその達成は2030年代末を想定していると答弁されています。

そうした過去の答弁があることを紹介した上で、知事にお伺いします。県の計画からは目標としての合計特殊出生率2.07がなくなっておりますけれども、人口維持の条件の一つである合計特殊出生率2.07を目指す考えはあるのか伺えますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、御議論していただ

いております人口減少は、本県の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であります。

就任以来、強い危機感を持って、自然減、社会減の両面から対策に取り組んでまいりました。この結果、移住世帯の増加など、社会減には一定の成果が見られる一方で、自然減では、合計特殊出生率は全国上位にあるものの、子供を産む年代の女性人口の減少により出生数は減少し続けており、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

人口の減少を食い止め、安定させるためには、御指摘のありますような合計特殊出生率2.07、それから社会減ゼロを達成した上で、こうした状況を長期にわたって維持していくことが必要となりますが、その実現は決して容易ではない。特にこの3年間は、コロナの影響で、1.7台であったものが1.6台にがんと落ちているというような状況もございます。人口構造上、今後も当面は人口減少が続いてまいります。

私としましては、長期的には御指摘にありますような人口維持が実現した姿を念頭に置きつつも、まずは少しでも早く出生率・出生数の回復を図ること、そして当面の人口減少のスピードを緩やかにし、暮らしや経済への影響を最小限にとどめることに主眼を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

**○山口俊樹議員** 長期的には人口維持が実現した姿を念頭に置きつつというところで、目指していないわけじゃないですよというようなことだと判断したいと思えます。

ただ、基本的には、やっぱり現実を見て、人口減少を当面は受け入れるという方向性なのかと私は理解いたしました。

確かに、データを冷静に見極めれば、そのと

おりだと思えますし、無責任なことはおっしゃらない誠実な答弁だと思えますが、国も異次元の少子化対策とか少子化トレンド反転のラストチャンスだと言っている中で、宮崎県はしばらく人口減少しますというのはどうなのかなと、私としては、もう少し熱量のある答弁を期待したかったです。

例えば、「計画は現実を見てつくっているけれども、少子化対策への国の動きも力強くなっているの、この動きを全力で捉えて、人口減少はやむを得ないというデータが示す既成概念を打ち破っていきたい」とか「そういう努力をしたい」とか、そういうような熱い思いがにじみ出てくれるとありがたかったなと思えます。

今回の議会で、知事の提案理由では、希望が持てるとか日本一に挑戦とか、非常に前向きなお言葉が並んでおりました。少子化対策、人口減少対策についても前向きにやっていただけると思っておりますが、県民一丸となって立ち向かわないといけない難題において、多少大げさであったり、データや計画に基づかないかもしれないけれども、ぜひ今後、県民や職員を力強く鼓舞するような言葉を答弁ににじませていただきたいなど、それがわくわくとか希望とか挑戦とかにつながるのではないかなと思えます。

私は河野県政に非常に強く期待しておりますので、あえて厳しめに申し上げさせていただきました。

人口減少を本当に受け入れるべきなのか、また受け入れるにせよ、どこまで許容すべきなのかというのは、議論の余地があると思っておりますので、また改めて取り上げさせていただきたいと思えます。

続いて、教育環境ということで、学校施設、都市部への進学支援、そして県立図書館の電子

図書サービスについて取り上げます。

まず、県立学校施設について、私の母校である宮崎西高校は、今年で50周年を迎えるそうです。各県立高校では、築年数が相当経過しつつあります。

宮崎県では、公共施設等総合管理計画をつくって、公共施設の長寿命化とか、その際にかかるコストの全体像をまとめているようではありますが、個別施設計画、例えば学校施設ごとだったり県営住宅のとか、それぞれの施設区分での計画は公表されていないものも多くて、必要予算が本当に確保されているのかが分かりにくい状況にあるなと私は感じているところです。

今回は学校施設を取り上げますが、県立学校の施設について、計画的な維持保全による老朽化対策を推進するに当たって、今後どれくらいの費用が必要だと考えているのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立学校の施設につきましては、築後30年以上の建物の割合が令和5年4月の時点で約68%となっております。学校施設の老朽化とその対策は重要な課題となっております。

このため、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づきまして策定されました個別施設計画を踏まえ、計画的に校舎の外壁や屋根防水を改修したり、空調等の設備を更新するなど、安全性や耐久性、機能性を高めて、建物の長寿命化を図っているところであります。

これらの対策を推進するに当たり、必要となる費用につきましては、令和3年度からの10年間で約180億円になると見込んでおります。

**○山口俊樹議員** 学校施設における老朽化対策に係るコストは、令和3年度から10年間で約180

億円ですと、それを見込んでいますということです。

学校の個別施設計画は令和2年11月に策定されたようですが、答弁にあった令和3年度からの10年間で180億ぐらいかかるという数字は、今回この質問で初めて表に出たのかなと思います。単純に平均すると、1年当たり18億円となって、必要だとはいえ、いい金額だなと思うわけですが、きちんと計画が進められているのか、予算確保はされているのか確認したいと思います。

県立学校施設の計画的な維持保全について、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立学校施設の維持保全につきましては、劣化状況等調査及び日常的な点検の結果等を踏まえて、予防的な改修・修繕を計画的に実施することとしております。

老朽化対策や修繕に関する費用につきましては、当初予算ベースで、令和3年度は約15億円でありましたが、その後、増額措置が認められ、令和4年度は約19億円、今年度は約21億円の予算を確保しており、今後、その予算を着実に執行してまいります。

引き続き、児童生徒にとって安全・安心で魅力のある教育環境の整備がなされるよう努めてまいります。

**○山口俊樹議員** 年度によってばらつきはあるにせよ、おおむね予算として計画にのっとった形で確保されていることが分かりました。引き続き、予算確保と適切な執行ということに努めていただきたいと思います。

また、我々議会が、本当に適正に事業なり計画なりが進められているのか、予算が適正なの

かというのをチェックするためにも、個別施設計画をはじめ、策定した計画などについてはきちんと公表していただいて、議論ができる状況をつくっていただくよう改めてお願いしたいと思います。

続いて、都市部への進学支援ということで、最近宮崎県東京ビルの建て替えに伴って、東京学生寮が休寮するというニュースがありました。

ビルの建て替えですので、休寮はやむを得ないと思いますけれども、県がそもそも東京学生寮を設置している目的と、休寮期間中に大学に進学する学生に対する支援があるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 東京学生寮につきましては、本県から東京都等に子供を進学させる保護者の経済的負担の軽減や、都会で一人暮らしを始める学生の心理的負担の軽減、寮生活を通じて学生の郷土愛の醸成を図ることなどを目的として、原則、1年生からの2年間、入寮する仕組みで設置しております。

令和8年度までの休寮期間中、本県から東京などへ進学する多くの学生の中から潜在的な支援対象者を特定することが困難なことなどから、入寮できない学生に対する支援を行っていないところであります。

**○山口俊樹議員** 保護者の経済的負担の軽減とかが目的のようなんですけれども、休寮期間中の代わりとなるような支援は特になんかということが分かりました。

私はこれは非常に残念だなと思います。進学の年度によって、支援が受けられる学生とそうではない学生が生じてしまいます。学生寮という手段が使えないのであれば、その規模の大小は別にしても、別の支援メニューを用意しない



と、進学する学生とか保護者への支援といった目的が一定期間、果たせなくなってしまうということが懸念されます。ここは何とかしていただきたい。

東京学生寮の休寮期間中の支援について検討できないか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 新しい学生寮につきましては、男女とも入寮できる個室を整備するなど、利便性を向上させることとしておりまして、これに伴い、今後、入寮の条件について検討を進める予定としております。

休寮期間中の支援につきましては、その期間に進学した学生を支援する機会を少しでも増やすことが必要であると考えております。今後、新しい学生寮の入寮の条件について検討を進める中で、休寮期間中に進学した学生については、学年にかかわらず入寮の機会を広げる運用ができないかなどを検討してまいりたいと考えております。

○山口俊樹議員 別の寮を準備したりとかはできないけれども、救済的な措置として、本来は1年生しか入れないものを、休寮期間中に進学した学生には入寮機会が広げられないか検討するというところでございます。これまで支援策がなかったわけですから、非常にありがたい答弁だと思います。ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

本項目の最後に、図書館における電子図書サービスについて取り上げます。

電子図書館とは、インターネット環境があれば、タブレットとかパソコンとかを使って、24時間、いつでもどこでも電子書籍が借りられるサービスであります。文字の拡大とか、音声の読み上げとか、電子書籍ならではのサービスが受けられるのも特徴でございます。

導入する自治体も増えているようですけれども、県立図書館における電子図書サービスの現状と導入に向けての考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立図書館では、県内の歴史的文献や、小村寿太郎など県ゆかりの偉人に関する資料を中心に順次電子化を進め、ホームページで公開するサービスを行っておりますが、携帯端末等で書籍を読むことができる電子図書サービスにつきましては導入しておりません。

電子図書サービスは、場所や時間等にとらわれず、図書の貸出しや返却、閲覧ができるサービスであり、読書バリアフリーの観点からも、これからますます必要性が高まってくるものと認識しております。

今後、電子図書サービスの導入については、県民ニーズ、経費面、県内外の状況等、多角的な観点から、県民サービスの在り方を含め検討してまいります。

○山口俊樹議員 大変失礼いたしました。予算的な課題はあるでしょうが、御検討いただけるということでございます。

実は、宮崎市が子ども電子図書館というサービスを始めました。これを聞いたときに、やられたというか、これこそが県立図書館が率先してやるべきサービスだなと感じたところです。

私は宮崎市在住ですので、県立図書館をこれまでも気軽に利用させていただきました。しかし、物理的な距離がある県民の皆さんには、なかなか利用のハードルが高い。県立図書館ですから、県内のどこに住んでいる方でも利用しやすい体制を整えることは必要でございます。デジタルの力というのは、こうした物理的な距離を超えることができます。ぜひ電子図書館の活用について、前向きな検討を改めてお願いいた

します。

以上で、子育て・教育環境についての項目は終わります。

続いて、基礎自治体との連携について伺います。

基礎自治体、市町村から県へは、様々な要望が届くと思います。宮崎市では、県への要望書というのを毎年まとめておりまして、市議時代は、市から県にこんな要望をしていますよと情報共有をしてもらっていました。

その要望書の中から、2つの項目について伺いたいと思います。

1つ目、地域生活支援事業費等補助金についてでございます。この補助金の概要と、宮崎市からの要望である、補助金の増額に対する県の対応はどうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 地域生活支援事業費等補助金は、障がいのある方の日常生活を支援するため、市町村が実施する各種事業に対し、国及び都道府県が補助を行うものであります。

障害者総合支援法では、予算の範囲内において、総事業費のうち、国が2分の1以内、都道府県が4分の1以内を補助することができるとされております。

県は、国の実際の補助額に応じて補助金を交付しておりますが、市町村の負担が大きくなっている現状から、例年、宮崎市や県市長会から県に対し、法の上限である総事業費の4分の1を交付するよう要望をいただいております。

県としましては、できる限りの予算確保に努めるとともに、先月には、福祉保健部として、国に対し必要な予算の確保を図るよう要望を行ってきたところであります。

**○山口俊樹議員** この補助金というのは、障がいの方の支援に関するもので、総事業費の国が半分、県が4分の1を上限に補助ができるということでございます。

しかし、実情は、国が約3割、そして県が国の補助率の半分なので、15%ぐらいの補助にとどまっております。上限ということなので、法律違反をしているとか、そういうことではないんですけども、総事業費が宮崎市だと7億円ぐらいですか、年々事業費は上がっているで、基礎自治体の負担が大きいです。

また、障がいを持った方の生活支援ということもあって、お金がないのでやめますということがなかなか言えない難しい事業でもあるわけです。

しかも、何年も同じ要望をずっと国とか県に出しているんですけど、なかなか補助率は上がりません。国に対しては、部長が要望に行っているというのですが、知事が自ら例年行っている国への要望書、県のものがあると思うんですけども、これには、今年もこの補助金の要望は具体的には入っておりませんでした。

なので、知事が行う要望にも優先順位があるというのは理解するところでありますけれども、宮崎市だけじゃなくて、県市長会からも要望が出ているようですし、ぜひ知事自らが国に強く働きかけていただきたいなと思うところがございます。

地域生活支援事業費等補助金の適正な交付について、国に強く働きかけるべきだと思いますが、知事のお考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 障がいのある方が身近な地域で充実した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業は大変重要な事業であり

まして、実施主体である各市町村において、予算措置に努めていただいているところであります。

県としましては、先ほど部長の答弁にもありましたように、十分な財政支援措置について国に要望を行っておりますほか、全国知事会などの場を通じまして、各県と連携しながら、国へ働きかけを行っているところであります。

長年、市町村からの要望をいただいておりますので、今後とも、機会を捉えて、国に対し十分な予算の確保を強く訴えるなど、各市町村がこの事業を円滑に行えるよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** ありがとうございます。知事の御答弁にありましたとおり、長年、市町村はこれを要望している状況でございます。各自治体の財政負担の軽減にも直接的につながるの、引き続き様々な場面での要望をお願いしたいと思います。

なお、県の補助率は国の半分じゃないといけないわけではありません。県が上限である4分の1を出していただいて、その上で国に、県はしっかり出しているんだから国も出してくれよという要望のやり方もできるわけですから、そちらの御検討もぜひお願いしたいと思います。

続いて2つ目、ひとり親家庭医療費助成事業についてでございます。

午前中に下沖議員の御質問でもありましたけれども、これは県の事業で、医療費助成を受けるとき、外来受診の場合に一旦支払いが生じてまいります。一時的な経済的負担があるという課題が指摘されております。

そしてまた、基礎自治体の事務負担もあるので、給付方式を変えてほしいという要望が上がっているようでございます。

こちらについては、県の判断で給付方式の変更も可能だと思いますが、ひとり親家庭医療費助成事業の外来受診の現物給付化についての見解を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** ひとり親家庭医療費助成事業の給付方法は、一時的に多額の医療費を支払わなければならない入院については現物給付とし、外来受診については償還払いとしているところですが、外来受診についても、入院と同様に現物給付を対象にしてほしいという要望を市町村から受けているところであります。

外来受診の現物給付化がひとり親家庭の負担軽減につながることは承知しておりますが、医療費の増加の懸念や、関係機関の事務負担の増加など、整理すべき課題があると考えております。

県としましては、ひとり親家庭の福祉の向上を図る上で重要な事業であると認識しておりますので、実施主体である市町村と、外来受診の現物給付化を含めた意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○山口俊樹議員** ありがとうございます。担当の方などにお話を伺うと、コロナの影響などもあって、この事業の件については、なかなか意見交換がしばらくできていない状況もあったということでございます。

早速、各自治体との意見交換をしていただいて、課題の整理と要望に対する対応の結論について出していただきますようお願いいたします。

続いて、宮崎市との連携ということで、宮崎市にある県関連施設とかインフラ関係について、幾つか質問をさせていただきます。

まず、清武南インターチェンジ周辺エリアに

ついてでございます。

このエリアは、都市計画区域外でありまして、開発に対する規制がほぼありません。道路の開通などで様々な可能性が出てきたエリアで、無秩序な開発が行われてしまうとよくないんじゃないかと懸念しております。

県の都市計画区域マスタープランでは、今は一定のルールを設ける準都市計画区域の指定を検討するエリアとなっているようです。本来だったら、開通前に区域指定するかどうかの結論が出ているのが望ましいかなと個人的には思うんですけども、清武南インターチェンジ付近における準都市計画区域の指定について、県の考えを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 準都市計画区域につきましては、都市計画区域の区域外における無秩序な開発の抑制や環境の保全を目的に、都市計画法に基づき、関係市町村等の意見を聞いた上で、都道府県知事が指定できるものであります。

県としましては、高速道路のインターチェンジ付近などの無秩序な開発を懸念していることから、本県における都市計画に関する基本的な方針を示した都市計画区域マスタープランにおいて、区域の指定を検討することとしており、これまでも関係市町と定期的に意見交換を行ってきたところであります。

清武南インターチェンジ付近につきましては、今後も宮崎市と連携を図りながら、早期に結論が出せるよう、区域の指定に関する議論を迅速に進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 県の計画に準都市計画区域の指定の検討というのは記載されておりますし、判断するのは市町村ではなくて宮崎県でございますので、早期の対応をよろしくお願いいたし

ます。

続いて、私の地元である櫛という地区の一部にあります一ツ葉エリアについて伺います。

一ツ葉エリアというと非常に広いんですけども、今回は、宮崎カーフェリーのターミナルから北、マリーナとかシェラトンとか市民の森辺りまでを一ツ葉エリアとして、聞いていただいている皆さんは想像いただければと思います。

このエリアには、県の施設として、みやざき臨海公園、マリーナとかがあるところですが、そういうところがありますが、この臨海公園の利用状況及び管理状況を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** みやざき臨海公園は、海水浴場やスポーツコートなどから成るサンビーチ一ツ葉と、マリーナや多目的広場などから成るサンマリーナ宮崎の総称であります。

利用状況につきましては、新型コロナの影響もあり、令和2年度、令和3年度は約21万人となっておりましたが、昨年度は過去最高となる約29万人の方が利用されたところであります。

また、運営管理は、令和4年度から令和8年度までの5か年を指定期間として、隣接している県立阿波岐原森林公園と併せまして、指定管理者がこれらの施設の運営管理を行っております。

**○山口俊樹議員** コロナ禍もあってか、屋外施設のニーズが高まっているようです。年間30万人近い方が来るということで、様々な可能性を感じますが、近隣には、市が管理する市民の森だったりフローランテ宮崎などもあります。

同じエリアに県と市とそれぞれ管理する施設があるわけですが、施設の連携の状況につい

て、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 議員の御質問にありました一ツ葉エリアにおきましては、県が管理するみやざき臨海公園、県立阿波岐原森林公園に加え、宮崎市が管理するフローランテ宮崎、市民の森などの施設があり、それぞれが指定管理者による運営管理を行っております。

現在、これら施設の一体的な利便性の向上などを目的に、各指定管理者が情報共有や全体でのイベント検討などの会議を毎月行い、施設間の連携を図っているところです。

当該エリアでは、昨年度、屋外型トレーニングセンターが整備されたところであり、今後、新たなにぎわいの創出が期待されますことから、県としましては、宮崎市とも連携し、官民一体となって、一ツ葉エリアの魅力向上に取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 各指定管理者が施設間連携を行っているようですけれども、県としては、これからさらに深めていく、議論を進めていく段階かなと感じました。

先ほど答弁で、みやざき臨海公園と隣接する県立阿波岐原森林公園は、同じ指定管理者がやっていますよというお話がございました。実は、このすぐそばに、宮崎市が一応公園として管理しているんですけれども、ただの雑木林みたいな、そんなゾーンがあるんです。

今、宮崎市では、パークPFIなどの手法で、公園の民間利用に力を入れているようですので、市と情報共有を行っていただいて、行政区分にとらわれず、エリアとして魅力向上とか有効活用に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、宮崎港東地区分譲地について伺います。

カーフェリーのターミナルからさらに南に行くと、工場などが立ち並ぶエリアがあるのを御存じでしょうか。ここは、工業専用地域として、県が広い土地を分譲、売りに出しているわけですが、宮崎港分譲地の分譲状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 宮崎港東地区における分譲地につきましては、地域経済の活性化や宮崎港の振興を図るため、流通関連事業や製造事業の用地として整備しております。

平成5年度から分譲を開始し、これまでに総面積16万平方メートルのうち、約7割に当たる約11万平方メートルには企業が進出しており、現在、残る約5万平方メートルについて分譲中であります。

**○山口俊樹議員** 7割は埋まったんですけれども、残り5万平米ありますよと。分譲開始が平成5年でございますから、約30年間は売れていない、埋まっていないわけです。

こうした分譲事業というのは、整備した後、売って、そして使ってもらって初めて事業効果を発揮すると思います。当然税金を入れて整備しているんじゃないかなと思いますが、約30年間、事業効果が出ていない、出せていないと。これは早急に何とかしないといけません。

宮崎港分譲地の早期売却に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 宮崎港分譲地につきましては、高速道路や空港にアクセスしやすいなど、恵まれた立地条件をPRしながら、企業にセールスを行っております。

現在、2024年問題などを背景に、モーダルシフト推進に向けた機運が高まる中、宮崎港では、カーフェリーやRORO船の大型化によ

り、海上輸送能力が向上しており、分譲地売却の好機と捉えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、まだ分譲地が残っていることから、県としましては、引き続き、セミナーなどにおいて県内外の企業にセールスを行うとともに、既に進出されている企業等の意見も参考にしながら、営業戦略について改めて検討してまいります。

**○山口俊樹議員** 今までも努力されているということは理解しますが、売らないといけません。営業戦略を改めて検討するということですから、売り方、土地の魅力の見せ方というのはもちろんのこと、土地を買うことができる人、これには今、条件がついているみたいですので、その辺りの緩和も含めて、聖域なく戦略を検討していただきたいと思えます。

30年間、いわゆる在庫を抱えているというのは、民間企業だと大変問題視されるんじゃないかなと思います。今の営業戦略を見直すという答弁も、私としては、もう少しスピード感を持った、踏み込んだ答弁がいただきたいかったです。せめて、いつまでに戦略を見直して、いついつから新しい戦略の下で始めますよとか、そういうところまで頑張っていただけると、ぜひ頑張ってもらいたいな、応援したいなと思えたと思います。

まだまだ整理しないといけない事項もあると思いますので、今回はこの程度にとどめておきますが、しっかり売れるまで私は見ていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

基礎自治体との連携については以上になります。

続いて、働き方改革についてでございます。

本項目では、県庁における働き方改革につい

て質問をいたします。

近年、民間企業、そして中央官庁をはじめとする行政機関においても、メンタルを要因とした休職や離職が問題視されております。知事部局におけるここ3か年の精神疾患による休職者数及び本県と他自治体と比較した状況について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 知事部局におきまして、精神疾患により、1日以上の間、休職している常勤の職員数及び職員数全体に占める割合は、令和2年度が61名で1.7%、令和3年度が63名で1.7%、令和4年度が74名で2.1%となっております。

他自治体との比較につきましては、対象とする職員の範囲や期間等は異なりますが、総務省の令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査によると、精神疾患により、引き続き1か月以上の期間、病気休暇または休職した常勤及び臨時・非常勤職員の職員数全体に占める割合は、都道府県全体で1.2%、本県においては1.6%となっております。

**○山口俊樹議員** 例年、休職者数は一定数いて、統計上、全く横並びにはできないけれども、他自治体と比べると若干高いんじゃないかなと、今の答弁から推察できます。

メンタル不調というのは、個別に理由や要因があるでしょうけれども、それに至った原因の分析や、その分析に基づく改善策等を検討・実施する仕組みが県庁ではどうなっているのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 職員が精神疾患に至った原因につきましては、仕事や家庭問題等、様々な要因があり、職員が抱える不安や悩みを気軽に相談できるよう、こころの健康相談専門員を県内各地に配置するなどしておりま

す。

あわせて、若手職員の精神疾患が増加傾向にあることを踏まえまして、先輩職員が助言・指導を行うOJTサポーター制度や、元気回復推進員による職員交流の場の創出など、相談しやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。

議員御指摘のとおり、本県の精神疾患による休職者等が高い割合であることを受け止め、相談のあった事案について、年代や要因、対応や経過をより詳細に集計・分析し、職位や年齢に応じた研修や相談業務にさらに生かしてまいりたいと考えております。

**○山口俊樹議員** 答弁にありましたとおり、客観的な数字として割合が高そうだという事実に向き合っていただいて、対応のほどよろしくお願いいたします。

続いて、業務改善につながるようという思いで質問いたします。

私は、市議時代にも同様の質問をしたんですが、行政組織は〇〇計画とか〇〇ビジョンとかたくさんあって、計画を実行するより計画をつくるのが仕事みたいになっているんじゃないかなという問題意識を持っています。

そこでまず、宮崎県が策定している計画の数を総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 県では、宮崎県総合計画や、みやざき男女共同参画プランなど、様々な分野において取組の指針となる計画を策定しておりますが、令和4年11月時点では178計画を策定しており、このうち45計画については、国の法令等によらず、県が条例等により独自に策定している計画であります。

なお、本体の計画にひもづく個別業務の詳細などを定めた個別計画の数については、把握し

ておりません。

**○山口俊樹議員** 宮崎市は200ちょっとぐらいだったと思うんですが、これは県では把握していない個別計画も含んだ数になっていたと記憶していますので、県でいくと実際は178プラスアルファぐらいが総数になってくるのかなと思います。思ったよりは少ないのかなという印象を持っていますが、それなりの数はあります。

県の場合は、基本的に各担当課で計画の管理をしているようで、今、把握しておりませんという御答弁もあったとおり、全てを取りまとめることはしていないようですけれども、部署ごとの連携という観点からも、どこがどんな計画を持っているのかというのは分かるようにしていただけるといいのではないかなとは感じたところです。

それはそれとして、やはり業務効率化の観点からは、不要な計画は廃止するなどして、職員の負担を軽減すべきだと考えますが、県の考えを総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 業務の効率化につきましては、職員の負担軽減や公務能率の向上を図る上で大変重要な取組であり、県では現在、庁内の行政事務の全般におきまして、必要性が低下した事務処理の廃止や、ICTの利活用等による事務の簡素・効率化を推進しております。

そのような中、県が策定する計画につきましても、議員御指摘のとおり、業務効率化の観点から、内容や手続の見直しを行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえ計画の統合、廃止を含めた検討も行っていくべきと考えております。

**○山口俊樹議員** 計画の統合、廃止を含めた検討も行っていくべきだと考えているということで、ぜひ業務の効率化を目指して頑張っていた

だきたいなと思います。

計画をつくるのは主に若手の職員さんになろうかなとも思いますが、ないと思いますけれども、ただ漫然と更新だけしているような計画があった場合に、それをつくるとなると、やっぱり仕事のモチベーションも非常に下がるんじゃないかなと思います。つくった以上はしっかりと生かす、実行するというのも、計画の策定においては徹底していただきたいと思います。

私は市議時代から、職員、行政機関の業務効率化や職場環境についても、しばしば取り上げてまいりました。直接的に、市民、県民に目に見えたメリットがあるかと言われれば非常に難しいところではありますが、職員さんの人件費というのは当然かかってくるわけですから、職場環境を整えて、しっかりと働いてもらって、いい仕事をしていただくというのは、目に見えずとも非常にインパクトのある政策だと思っております。今後も取り上げていきたいと思いません。

さて、本日は、子育て・教育環境、基礎自治体との連携、そして働き方改革と取り上げてまいりました。多様な分野の質問をしまして、皆さん感じられたと思いますが、早口だったので、なかなか聞いていらっしゃる方は分かりにくいところもあったかもしれませんが、当局の皆様には、基本的に誠実に答弁いただいたと思いますし、質問して、今後、動いていただけそうだな、検討していただけそうだなというものも多々あったと思います。

今後も、こうした質問を通して、県政を動かすということにこだわっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、19日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会